

28練教教第10095号

平成28年6月10日

練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則（平成28年5月教規則第17号）第2条の規定にもとづき、下記のとおり諮問する。

平成28年6月10日

練馬区教育委員会

教育長 河口 浩

記

区立学校の適正配置について貴会の意見を求めます。

（説明）

教育委員会では、児童生徒の教育環境の充実を図り、良好な学習環境を均等に提供するため、平成17年4月に「区立小中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、平成20年2月に「区立学校適正配置第一次実施計画」を、平成24年3月に「区立幼稚園適正配置実施計画」を策定し、区立学校の適正配置を進め、その結果、現在は小学校65校、中学校34校、幼稚園3園を設置しています。

また、練馬区では、平成28年2月に、総合教育会議での協議を経て、「練馬区教育・子育て大綱」を策定しました。「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育および子育て施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しています。大綱では、重点施策の一つに学校の教育環境の整備を位置づけており、その中で、学校の建物や設備の改修改築を計画的に進めるとともに、区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにするなど、子どもたちの学ぶ環境を整えることとしています。

この間、区立学校の児童生徒数は、区の総人口が増加している一方、少子高齢化の影響により減少しています。その結果、いわゆる「過小規模」に分類される学校が小学校で6校、中学校で13校生じており、教育環境への配慮が必要となっています。また、練馬区では地域によって年少人口の変化に大きな差があり、「過大規模」に分類される学校も生じています。

さらに、練馬区の学校施設は築30年以上経過しているものが約9割、築50年以上経過しているものが約4割に達しています。

現在の厳しい区の財政状況を考えると、教育環境の充実、学校規模の適正化、学校施設の計画的な改修・改築の推進という複合的な課題に対応するためには、小・中学校の現在の数を、今後も維持していくことは大変難しいと考えています。

以上のことから、教育委員会では児童生徒の教育環境のより一層充実を図るため、小・中学校の更なる統合再編と計画的な学校施設の改修・改築対策を組み合わせた総合的な取組みを進めていくことを検討しています。そこで、つぎに掲げる事項についてご提言をお願いいたします。

小・中学校の適正規模に関すること。

小・中学校の適正配置の方針および計画に関すること。

小・中学校の学校施設の改修・改築に関すること。

なお、ご提言にあたり、急いで対応すべきものの方向性については平成28年8月中旬に中間提言として、最終的なまとめの提言については平成29年5月中旬を目途に答申をいただければ幸いです。